

オリジナル補償プラス約款

Stellantis ジャパン株式会社（以下「Stellantis」といいます。）は、ブジョー・シトロエン・DS 正規販売店（以下「販売店」といいます。）を取扱代理店とした損害保険ジャパン株式会社または三井住友海上火災保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）の自動車保険をご契約のお客さまに対して、本サービス約款に基づきサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第1条（本サービスの対象自動車）

本サービスの対象となる自動車（以下「対象自動車」といいます。）は、以下の要件を全て満たす自動車とします。

- (1) 日本国内で使用されるブジョー・シトロエン・DS
- (2) 販売店を取扱代理店とし、引受保険会社の自動車保険の対象となる被保険自動車

第2条（本サービスの対象者）

本サービスは、販売店を取扱代理店とし、ブジョー・シトロエン・DSを被保険自動車として引受保険会社いずれかで、2021年9月1日以降を保険始期とする自動車保険（以下「自動車保険」といいます。）をご契約のお客さま（以下「お客さま」といいます。）に提供します。

第3条（本サービスの内容）

第5条に定める本サービスの対象期間において、対象自動車が以下の損害（以下「損害」といいます。）を被り、販売店に入庫された場合、その修理または交換を本サービスとして提供します。

(1) ガラス損害

飛び石等飛来物、落下物によるフロントガラス、リアガラスおよびサイドガラス損害。

(2) タイヤ損害

走行時に他物との接触やいたずらによるタイヤへの単独損害。但し、本サービスにより修正または交換するタイヤは1本とし、交換は標準装備タイヤまたは同等品に限ります。

(3) ボディ損害

落書き、いたずらによるボディ損害。なおボディとはボンネット、ルーフ、トランク、ピラー、フェンダー、ドア等の鋼板をいい、落書き、いたずらとは釘、コイン、ベンキ、スプレー等で人為的に書かれたまたは描かれたものをいい、擦り傷やその他の物との接触や走行中に発生したと判断される損害やボディへの凹み、区別のつかない損傷は対象外となります。

(4) ドアミラー損害

衝突、接触、物の飛来、物の落下またはその他偶然な事故によるドアミラー損害。

(5) キー損害

破損・盗難・紛失したことによる対象自動車に付属されているキー損害。

第4条（本サービスの限度額・お客さま負担額）

1. 本サービスは、第3条に定める(1)から(4)は補償限度額「50,000円」からお客さま負担額「5,000円」を控除したサービス限度額「45,000円」を上限（税込金額）として、(5)は補償限度額「30,000円」からお客様負担額「3,000円」を控除したサービス限度額「27,000円」を上限（税込金額）として提供します。

2. 本サービスの提供に要する費用がサービス限度額を超える場合には、その超過部分の費用については、お客さまが負担するものとします。

3. 車両保険、第三者からの賠償その他本サービス以外のサービス等から補償される損害に対しては、本サービスを提供しません。但し車両保険、第三者からの賠償その他本サービス以外のサービス等からの補償を充当してもなお、お客さまの自己負担が発生し、かつ、その負担額がサービスのお客さま負担額を超える場合には、サービス限度額の範囲内で本サービスを提供します。

4. 本サービスの提供は修理または部品交換にて実施し、金銭では支払いません。

第5条（本サービスの対象期間）

本サービスの対象期間は、お客さまが販売店にて契約する自動車保険の保険期間と同一とします。

第6条（本サービスの提供回数）

1. 本サービスの提供回数は、第5条に定める本サービスの対象期間中、第3条に定めるいすれかの損害に対し、1回に限るものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、自動車保険の保険期間が2年以上である場合には、本サービスの提供回数は、保険年度（保険始期日から起算した1年を単位とする期間をいいます）中、第3条に定めるいすれかの損害に対し、1回に限るものとします。なお、この場合、保険年度における本サービスの利用金額、利用の有無等にかかわらず、その保険年度が終了した後は、本サービスを提供しません。

第7条（本サービスの提供方法）

本サービスを受ける場合、お客さまは損害発生日より30日以内に販売店に対象自動車をお持ちいただきお申し付けください。

第8条（本サービスが提供できない場合）

1. 次の各号に掲げる事由のいすれかに該当する損害に対しては、本サービスを提供しません。

(1) 販売店にてご契約された自動車保険が解約、失効または解除となった場合

(2) 販売店にてご契約された自動車保険の保険期間中に被保険自動車がブジョー・シトロエン・DS以外に車両入替された場合

(3) 販売店以外で修理を実施した場合

(4) 事故の日から30日以内に事故通知および修理・交換のために販売店に入庫がされなかつた場合

(5) 第3条3項のボディ損害について、警察への被害届がない場合

(6) お客さまが対象自動車を第三者へ譲渡した場合

(7) 対象自動車が日本国外において損害を受けた場合

(8) お客さまが本約款の各規定に従わず、またはこれに違反した場合

(9) 第6条の制限に該当する場合

2. 直接、間接を問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、本サービスを提供しません。

(1) お客さままたはお客さまの許可を得て対象自動車を運転した者の故意もしくは重大な過失または法令違反

(2) お客さまの犯罪行為または闘争行為

(3) 対象自動車に存在する欠陥

(4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他類似の事変または暴動（群衆または多数者の集団の行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

(5) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(6) 核燃料物質（使用燃料を含みます。以下この号において、同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

(7) 上記(6)に規定した以外の放射線照射または放射線汚染

(8) 上記(4)から(7)までの事由に付随して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混亂に基づいて生じた事故

(9) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使

(10) 訟訴または横領

(11) 取扱書等に示す方法と異なる使用、不適切な保管、限度を超える過酷な使用による事故

(12) 対象自動車の運転者が法令により定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれのある状態で対象自動車を運転している間に生じた損害

(13) 通常の使用による磨耗、損耗、または経年変化による不具合（外装品、塗装面、メッキ面、樹脂部品、ガラス類のキズ、自然退色、劣化、錆、腐食等）

第9条（適用地域）

本サービスは、日本国内において発生した損害に対してのみ提供します。

第10条（本サービス約款の改定）

Stellantisは、3ヶ月間の予告期間をもってホームページに掲示することで本サービスの約款を変更することができるものとします。この場合、以後のサービス約款の提供内容、提供条件を含め通知することですべて変更後のサービス約款が適用されるものとします。

第11条（サービス提供の中止）

Stellantisは、3か月間の予告期間をもってホームページに掲示することで本サービスの提供を中止、終了することができます。

第12条（個人情報の取り扱い）

ご契約された自動車保険契約情報の一部は、本サービス運営の目的のために製品やイベント・サービス等に関する情報の案内、市場調査、情報の集計および分析等を行う目的のために販売店よりお客さまに代わってStellantisに提供されます。

第13条（準拠法・合意管轄裁判所）

本サービス約款の準拠法は日本法とし、また本サービス約款に関する紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。